

議案第33号

備前市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について

備前市立公民館設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市立公民館設置条例の一部を改正する条例

備前市立公民館設置条例(平成17年備前市条例第102号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号の表位置の欄中「備前市三石1010番地1」を「備前市三石1094番地」に改める。

別表備前市立三石公民館の部を次のように改める。

備前市立三石公民館	1階 交流フロア	620円	310円
	1階 会議室	410円	200円
	1階 和室	410円	200円
	1階 調理実習室	410円	200円
	1階 多目的ホール	全面 620円 片面 310円	全面 310円 片面 150円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第33号参考資料  
備前市立公民館設置条例新旧対照表

改 正 案		現 行	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 地区公民館		(3) 地区公民館	
名称		名称	
位置		位置	
備前市立西鶴山公民館～備前市立東鶴山公民館 (略)		備前市立西鶴山公民館～備前市立東鶴山公民館 (略)	
備前市立三石公民館		備前市立三石公民館	
備前市立三石1094番地		備前市立三石1010番地1	
備前市立日生西公民館～備前市立和意谷公民館 (略)		備前市立日生西公民館～備前市立和意谷公民館 (略)	
別表(第8条関係)		別表(第8条関係)	
名称	区分	1時間当たり基本 使用料	1時間当たり冷暖 房使用料
備前市立中央公民館～備前市立東鶴山公民館 (略)			
備前市立三石公民館	1階 交流フロア	620円	310円
民館	1階 会議室	410円	200円
	1階 和室	410円	200円
	1階 調理実習室	410円	200円
	1階 多目的ホ一 ル	全面 620円 片面 310円	全面 310円 片面 150円
備前市立日生西公民館～備前市立和意谷公民館 (略)			
備前市立三石公民館	1階 調理室	620円	310円
民館	1階 和室	410円	200円
	2階 多目的ホ一 ル	410円	200円
	2階 会議室	410円	200円
備前市立日生西公民館～備前市立和意谷公民館 (略)			